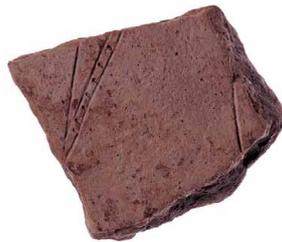


国史跡唐古・鍵遺跡

保存管理計画書

(概要版)



平成27年2月

奈良県田原本町教育委員会

目 次

第1章 国史跡唐古・鍵遺跡保存管理計画策定の目的	1
1. 計画策定の目的	1
2. 保存管理計画の必要性	1
3. 保存管理計画の対象範囲	1
4. 計画策定の体制	3
第2章 田原本町の概要	4
1. 自然的環境	4
2. 社会的環境	5
3. 田原本町の歴史と文化財	5
第3章 唐古・鍵遺跡の概要	6
1. 調査成果の概要	6
2. 唐古・鍵遺跡調査と遺跡保存への取り組み	8
3. 唐古・鍵遺跡の古環境	8
4. 唐古・鍵遺跡の歴史の変遷	9
5. 唐古・鍵遺跡の史跡指定	10
6. 史跡地の公園整備計画	11
第4章 関連法令と諸計画	12
1. 各種法的規制	12
2. 関連する諸計画	12
第5章 遺跡の保存と管理	15
1. 保存・管理の基本方針	15
2. 史跡地の現状変更等の取扱方針・基準とその周辺の取扱方針	21
第6章 史跡地の活用と維持管理	25
1. 活用の方針	25
2. 史跡公園としての整備	26
3. 遺構の表現方法	27
4. 維持管理	27
第7章 管理体制と計画の推進	29
1. 管理運営の方針と体制	29
2. 今後の課題	30

第1章 国史跡唐古・鍵遺跡保存管理計画策定の目的

1. 計画策定の目的

保存管理計画は、史跡等を適切に保存し次世代へと確実に継承していくため、史跡等の本質的価値と構成要素を明確にし、それらを適切に保存・管理していくための基本方針・方法・現状変更等の取扱基準の策定等を目的としている。

この考えに基づき、本計画書では、史跡地の現状変更等の取扱基準や整備されつつある史跡公園の管理運営等の基本方針、史跡地の追加指定や景観維持の方向性等を策定し、田原本町の貴重な文化遺産である「唐古・鍵遺跡」の歴史的環境を保存・管理していくための指針とするものである。

2. 保存管理計画の必要性

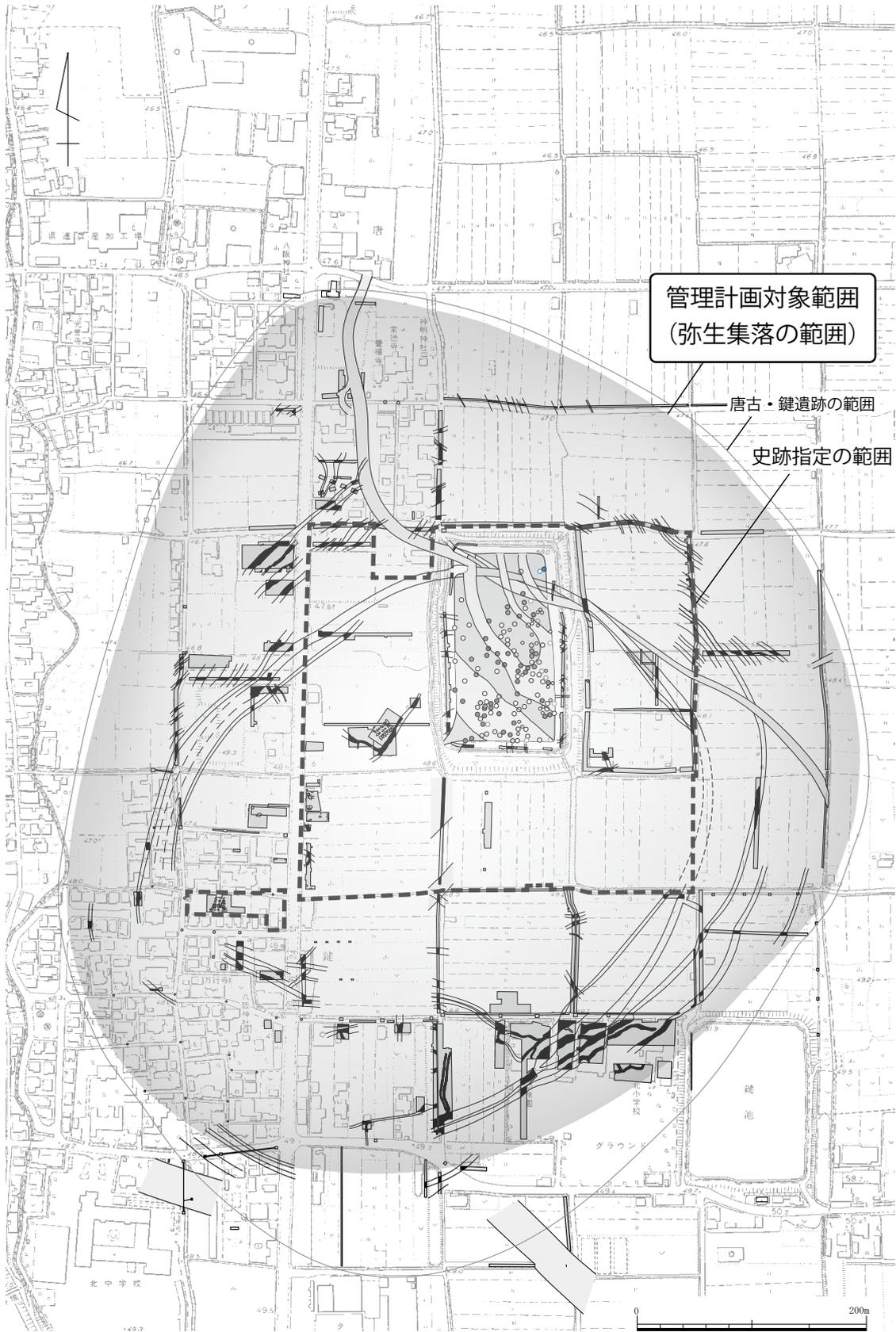
田原本町では、史跡部分の公有化に着手するとともに「唐古・鍵遺跡整備計画」を策定し進めている状況であるが、遺跡全体約42万㎡に対し、史跡部分は約10万㎡にとどまっており、遺跡全体をどのように保存していくのかという方針をまとめる必要性がでてきた。既に史跡地の大半が平成29年度の公園整備完了をめざして進行している中、本管理計画では、史跡地の現状変更等の扱いはもとより、今後史跡公園として活用される史跡地の管理及び継続的な活用のための体制等を検討し、また、史跡地が遺跡の一部にとどまっていることから追加指定地の検討と、史跡地周辺の遺跡として望ましい景観や環境づくりをいかに進めていくのかについて、具体的な方針を示すために策定するものである。

3. 保存管理計画の対象範囲

今回の保存管理計画策定にあたっては、史跡地にとどまらず、周知の埋蔵文化財として認識されている唐古・鍵遺跡のなかの弥生時代集落の約42万㎡を対象とする。この弥生集落は、唐古・鍵遺跡が多重環濠集落であることから、想定される最も外側の環濠までを範囲とする。このため、本来、集落の構成要素（生活領域）となる墓域や水田は除外されることになるが、第5章で後述するように将来的に検討すべき地域を設定することとした（第5-4図）。



第1-1図 唐古・鍵遺跡 全景（南から）



第1-2図 保存管理計画対象範囲図

4. 計画策定の体制

(1) 委員会の設置と委嘱

唐古・鍵遺跡の保存管理計画を策定するにあたり、「国史跡唐古・鍵遺跡保存管理計画策定委員会」を組織した。委員には、考古学・都市計画・景観・地元・ボランティア等の有識者を選定し、平成25(2013)年12月20日付けで委嘱した。また、文化庁調査官(史跡部門)、奈良県教育委員会、遺跡地内には国道24号が縦断していることから国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所もオブザーバーとして、委員会に出席を依頼した。

委員長	寺澤薫	桜井市纏向学研究センター 所長(考古学)
委員	深澤芳樹	国立文化財機構奈良文化財研究所 客員研究員(考古学)
	橋本裕行	奈良県立橿原考古学研究所事業計画課 課長(～H26.3)(考古学) 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 学芸課長(H26.4～)
	根田克彦	奈良教育大学 教授(都市計画)
	井原縁	奈良県立大学 准教授(景観・環境デザイン)
	松川恵宥	唐古自治会 会長
	竹村利雄	鍵自治会 会長
	梅野満雄	唐古・鍵遺跡の保存と活用を支援する会 会長
オブザーバー	山下信一郎	文化庁文化財部記念物課 文化財調査官(史跡部門)
	浅野啓介	文化庁文化財部記念物課 文化財調査官(史跡部門)
	小栗蔵美	国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所 副所長
	小槻勝俊	奈良県教育委員会事務局文化財保存課 課長
事務局	片倉照彦	田原本町教育委員会 教育長
	鍬田芳嗣	田原本町教育委員会事務局 教育部長(～H26.3)
	寺田元昭	田原本町教育委員会事務局 教育部長(H26.4～)
	住井康典	田原本町総合政策課 課長
	坂本定嗣	田原本町まちづくり推進室 室長
	笹岡吉久	田原本町産業観光課 課長(農業委員会事務局長)(～H26.3)
	山内章司	田原本町産業観光課 課長(農業委員会事務局長)(H26.4～)
	藤田三郎	田原本町教育委員会事務局文化財保存課 課長
	中尾澄子	田原本町教育委員会事務局文化財保存課 課長補佐
	清水琢哉	田原本町教育委員会事務局文化財保存課 調査係長

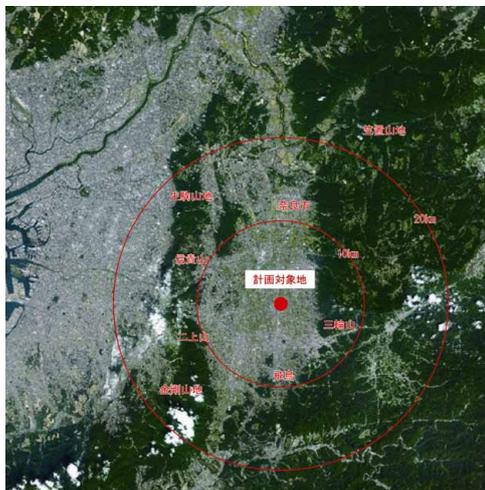
第2章 田原本町の概要

1. 自然的環境

(1) 位置と地形

田原本町は、奈良県北西部にある奈良盆地（東西約15km、南北約20km）の中央に位置し、北部は三宅町、北東部は天理市、東南部は桜井市、南部は橿原市、西部は広陵町に隣接している。標高は約44～60mで、北西部の大字黒田付近が最も低く南東部の大字味間に向かって高くなっている。面積は21.1km²（東西5.8km、南北6.1km）の町である。

河川は、町の東部を「大和川（初瀬川）」、中央部を「寺川」、西部を「飛鳥川」「曾我川」の一級河川が北流し、町全体は、これらの河川にはさまれた平坦地として形成されている。



第2-1図 保存管理計画対象地

(2) 景観変遷

奈良盆地南東部の主要河川である初瀬川は、条里の乱れや集落立地、発掘調査の成果から、古代以前には田原本町域の幅広い範囲を南東から北西方向に流れていたことが判明している。寺川や飛鳥川などほかの河川はいずれも条里方向に沿う形で流れており、このような状況から、現在の景観は中世から近世に形成されたことがわかる。

田原本町から四方を望めば、東方に龍王山や三輪山、西方には生駒山や二上山、葛城山・金剛山など歴史的に重要な山塊がある。

町内においては、大きく分けて2つの景観が存在する。1つは慶安元(1648)年に陣屋が築かれ、それに沿うように中街道が縦断したことから商業が発達し形成された町屋の景観である。もう1つは、古代から中世にかけて整備された条里制による区画が継承された農村、田園の景観である。これらの景観は、古代から今日まで、地域の人々の生活、生業、風土により形成されてきたものであり「文化的景観」とみなすことができる。



第2-2図 旧初瀬川の流域



第2-3図 唐古・鍵遺跡と大和青垣

2. 社会的環境

(1) 人口

昭和31(1956)年に、「(旧)田原本町」「多村」「川東村」「都村」「平野村」の5町村が合併して現在の田原本町が発足した。発足当時の人口は約2万人であった。

昭和60(1985)年には約3万人を超え、現在の人口は約33,000人であるが、ここ最近では年々減少傾向である。年少人口が減少傾向である反面、高齢者人口は増加傾向であり、少子高齢社会が進行している。また、世帯数は増加を続けており、核家族化や単身世帯の増加がうかがえる。

(2) 交通・アクセス

田原本町には、広域的交通を担う幹線道路として、国道24号、京奈和自動車道、主要地方道桜井田原本王寺線などが通っている。

一方、鉄道においては、町の中心部を近鉄橿原線が南北に、また近鉄田原本線が西田原本駅を起点にして北西方面に通っている。本町へは、近鉄線を利用し、京都駅から約1時間、神戸三宮駅から約1時間40分で到着する。

(3) 産業

就業人口の推移では、昭和60(1985)年から平成7(1995)年にかけて増加傾向であったが、平成7(1995)年以降は減少傾向にある。特に、第1次産業の就業人口が昭和60(1985)年1,138人であったが平成22(2010)年には498人に減少している。

産業別就業人口全体に対し各産業の占める割合は、第1次産業が約3.5%(昭和60・1985年約8.5%)、第2次産業が約26.5%(同約34.8%)、第3次産業が65.5%(同約54.9%)、その他約4.5%(同1.8%)であり、国全体の傾向と同様に第3次産業が増加している[以上参照:平成22(2010)年国勢調査]。

3. 田原本町の歴史と文化財

田原本町には、縄文時代から近世にかけて170余りの遺跡が存在している。

内訳は、縄文遺跡-5遺跡、弥生遺跡-33遺跡、古墳-71遺跡、古墳～古代遺物-9遺跡、古道-4遺跡、中世居館-16遺跡、社寺-13遺跡、近世遺跡-6遺跡である[遺跡数は複合遺跡をダブルカウント]。

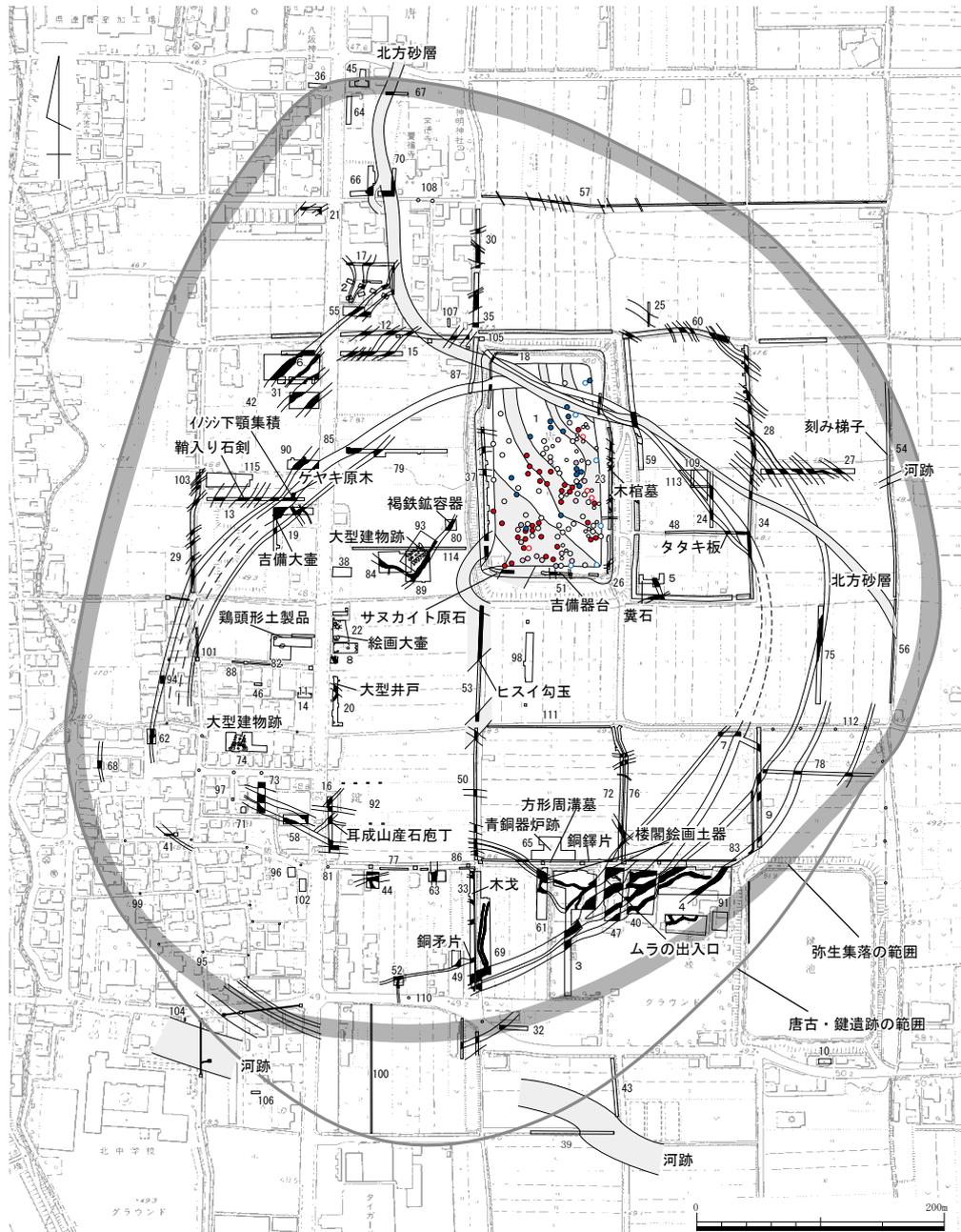
また国の重要文化財指定物件は7件(史跡1、考古資料1、仏像4、絵画1)、県指定文化財は6件(史跡1、建造物2、絵画1、天然記念物2)、町指定文化財は6件(考古資料2、仏像1、古文書3)である。

第3章 唐古・鍵遺跡の概要

1. 調査成果の概要

(1) 総括

唐古・鍵遺跡の調査は、唐古池の発掘調査を第1次とし、これまでに115次に及ぶ調査を実施してきたが、遺跡面積42万㎡に対し調査面積はその8.6%の約36,200㎡である。ただし、唐古池の第1次調査が工事立会程度で精度に欠いており、その面積が約12,000㎡であることから、近年の緻密な調査としては6%でしかない。しかしながら、これまでの調査成果からでも十分な内容が判明している。



第3-1図 唐古・鍵遺跡調査成果図

第3-1表 唐古・鍵遺跡 総括表

遺跡面積	42 万 m ²	
規模と形状	東西 700 m・南北 800 m、楕円形	
発掘調査	第1次（1936・1937年）～第115次（2014年）	
調査面積	36,178 m ² （うち第1次約12,000 m ² と推定）	
遺物量	12,967 箱（第3次～第115次分、箱の大きさ W40 × D60 × H15 cmで換算）	
時代と 遺跡の性格	弥生時代前期（縄文晩期土器もわずか）～古墳時代前期	集落
	古墳時代中期～古墳時代後期	集落
	古墳時代中期？～古墳時代後期	古墳
	奈良時代～平安時代	集落（荘園？）
	鎌倉時代～室町時代	屋敷（居館）
	江戸時代	屋敷・農地・溜池

（2）主要遺構

唐古・鍵遺跡は、弥生時代から近世に至るまで時代ごとにさまざまな性格を有するとともにそれらが重層的、あるいは前時代の遺構を破壊しながら土地を占有している。各時代の遺跡を構成する遺構も複雑で、特に集落遺跡では居住に関するさまざまな遺構が検出されているが、遺構の性格を特定するのが困難なものも多い。特定できる主要遺構としては、弥生時代の大型建物2棟、大環濠、多重環濠や古墳時代の前方後円墳、奈良～平安時代の板組井戸、鎌倉～室町時代の居館環濠、江戸時代の屋敷の井戸、唐古池の堤防などがある。

（3）主要遺物

唐古・鍵遺跡の出土遺物のうち弥生集落に関係する遺物としては、土器、石器、木製品、金属器、骨角器、獣骨や種子類の食料残滓などがあり、多種多様である。遺物の多様さと量、そして質は他の遺跡がおよぶところではない。ひとつの遺跡で、弥生時代を通してさまざまな遺物が揃う点でこの遺跡の重要性は高い。さらにこれら多種多様な遺物は、溝や土坑などの遺構あるいは土層単位で把握することができ、時期が特定できることや遺物の共伴性から考えられる遺構・遺物の性格などその資料的価値は高い。

遺跡を特徴づける遺物としては以下のものがみられる。

- ・全国出土量の三分の一におよぶ絵画土器
- ・北部九州、吉備、伊勢湾岸、天竜川流域、信濃地域からの搬入土器
- ・銅鐸鑄型をはじめとする青銅器鑄造関連遺物
- ・褐鉄鉾容器とヒスイ製勾玉などが示す特殊遺物
- ・木製品や石器など原材料から製品までの製作工程を示す遺物
- ・食料事情や環境復元が可能な動植物遺存体

2. 唐古・鍵遺跡調査と遺跡保存への取り組み

唐古・鍵遺跡が考古学界に知られるのは、高橋健自氏が明治34(1901)年に「大和考古雑録」(『考古界』第1篇第7号)のなかで「磯城郡川東村大字鍵の遺跡」として紹介したのが始まりである。その後弥生文化を総合的に把握する上で重要な役割を果たした昭和11・12(1936・1937)年の末永雅雄氏による唐古池の発掘調査とその報告書『大和唐古弥生式遺跡の研究』(昭和18年)がある。第1次調査以降、長らく発掘調査はおこなわれていなかったが、昭和52(1977)年の第3次調査が契機となって継続的に調査が実施されるようになった。これ以降の調査は、唐古・鍵遺跡の出土品が弥生研究に与えてきた影響や他の弥生遺跡の理解に果たしてきた役割などを5つの段階にとらえると理解しやすい。

第3-2表 唐古・鍵遺跡 調査の歩み一覧表

第1期	1977～1982年 (第3次～12次) 奈良県立橿原考古学研究所
	～遺跡の範囲を特定するための調査で遺構の密度や継続時期、遺物包含層の有無や厚さ、環濠の特定など資料の蓄積
第2期	1982～1988年 (第13次～33次) 1982年以降は田原本町教育委員会
	～遺跡範囲の特定
第3期	1988～1996年 (第34次～60次)
	～集落の地形と遺構分布状況、多条環濠の変遷や環濠集落周辺の環境を把握
第4期	1996～2004年 (第61次～98次)
	～史跡指定に向けての遺跡の内容確認調査
第5期	2004年～ (第99次～)
	～小規模な開発と公園整備に伴う調査

3. 唐古・鍵遺跡の古環境

(1) 唐古・鍵遺跡の微地形復元

唐古・鍵遺跡の現状は、古代から中世に条里制として整備された水田が大半で、弥生時代の地形は現状では見られない。高橋学氏(立命館大学教授)による唐古・鍵遺跡周辺の10cmの等高線図からは、微高地および谷地形が読み取れる。これらの状況を発掘調査の成果に照らしてみれば、弥生時代の奈良盆地の地形は、かなり起伏があったことが想定される。

(2) 唐古・鍵遺跡周辺の古環境と景観立地

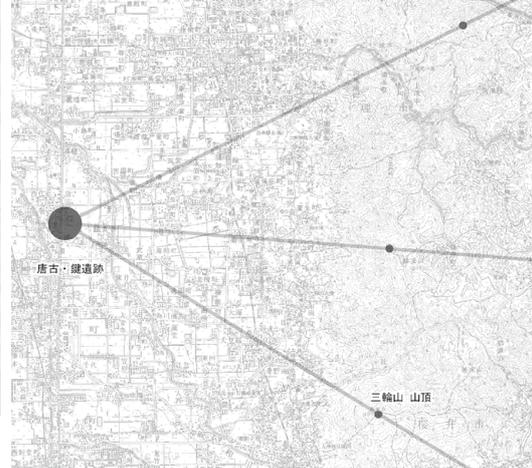
金原正明氏(奈良教育大学教授)の分析によると、集落が営まれる以前の自然環境は、イチイガシを中心とする照葉樹林で、低湿地にはハンノキなどの湿地林が分布していたが、集落の形成、農耕の営みにより、植物相は一変する。イネ科の雑草類が繁茂し、クワなどの二次林要素の樹林が多くなり、環濠には水田雑草が生育し、遺跡周辺にはカシやスギなどの樹木も分布

していたと考えられている。

景観の研究としては北條芳隆氏（東海大学教授）の研究がある。唐古・鍵遺跡から見た奈良盆地東方の山塊からの日の出と山塊との関係である。このことは、唐古・鍵遺跡の立地する位置が重要であり、この遺跡が特異な空間構成の中におかれ、暦も管理するような計画的な集落であった可能性を示している。



第3-2図 唐古・鍵遺跡の鳥瞰図
北西から南東を望む
(唐古・鍵考古学ミュージアム展示映像)



第3-3図 唐古・鍵遺跡と東方山塊の位置関係

4. 唐古・鍵遺跡の歴史の変遷

第3-3表 唐古・鍵遺跡の歴史の変遷一覧表

時代区分	概要
弥生時代前期： 集落の成立・分立	・ 微高地上に2、3の比較的小規模な集落が形成される。
弥生時代中期： 大環濠集落の成立・発展	・ 直径400mの範囲を囲む大環濠集落へと発展。3ヶ所の集落の一つの巨大集落への変貌と環濠の多条化。
弥生時代後期初頭： 環濠集落の再建と発展	・ 中期末における洪水災害と後期における集落規模の拡大。
弥生時代終末から古墳時代前期： 環濠集落の解体と分立	・ 奈良盆地の多くの弥生遺跡と同様の、環濠の放棄と集落の解体。 ・ 古墳時代前期に3ヶ所の集落が分立、環濠の再利用。
古墳時代： 小規模古墳群	・ 遺跡の西半を中心に小規模古墳群が展開、東半では集落遺構の出土。 ・ 有力な地域首長の存在が想定される。
古代： 田中庄の存在	・ 興福寺の荘園（1070年）以前の文献における「田中庄」の存在。 ・ 10世紀頃から荘園を管理する施設が存在。（推定）
中世： 唐古氏の居館	・ 在地武士の登場と14世紀代の東西100m以上、南北300mほど（推定）におよぶ唐古氏の大規模な居館。
近世以降： 現在の景観	・ 幕藩体制による在地武士の帰農と集落の統廃合。 ・ 現在見る、唐古集落と鍵集落、唐古池と鍵池、水田が創り出す景観。

5. 唐古・鍵遺跡の史跡指定

(1) 史跡の指定理由

唐古・鍵遺跡の史跡指定は、田原本町が平成10年7月9日付けで、県を通じて文部大臣宛に「史跡指定申請書」を提出し、文部大臣より文化財保護審議会に諮問、文化財保護審議会の答申を受けて、平成11年1月27日(官報第2553号 文部省告示第18号)に指定となった。以下に『月刊文化財』(423号 平成10年12月 文化庁)の掲載文を転載する。

「本遺跡は、弥生時代研究において画期的な基礎をつくった学史的に著名な遺跡である。またわが国有数の規模を誇る拠点的な多重環濠集落であり、弥生時代の一中心地であった近畿地方中枢部における社会の実態やその変遷過程を示し、さらに多種多様な出土遺物は当時の生活の実態を伝えるうえできわめて重要である。よって史跡に指定し保護しようとするものである。」

(2) 史跡指定に至る経過

当初史跡指定を受けたのは、第1次調査がおこなわれた唐古池とその周辺の300m四方の範囲であり、唐古・鍵弥生集落の居住区の北半と北側環濠帯にあたる。国道24号の西側については、平成14(2002)年12月に1,857.93㎡が追加指定された。その後も平成20(2008)・平成22(2010)年にも追加指定をおこなった。

第3-4表 指定経過一覧表

	告示番号	告示日	所在地	筆数・所有者	面積
指 定	文部省告示第18号	平成11年 1月27日	唐古50番2外	159筆63人	98,957.73㎡
追加指定1	文部科学省告示第209号	平成14年12月19日	鍵248番2外	8筆2人	1,857.93㎡
追加指定2	文部科学省告示第40号	平成20年 3月28日	鍵300番1外	2筆2人	442.18㎡
追加指定3	文部科学省告示第128号	平成22年 8月 5日	鍵248番3外	1筆1人	432.52㎡

※ 面積は公簿面積での指定申請

(3) 史跡地の公有化と土地利用

田原本町では、史跡内の民有地について平成11年度から公有化事業に着手しており、平成25年度までに127筆、70,704.75㎡を公有化した。

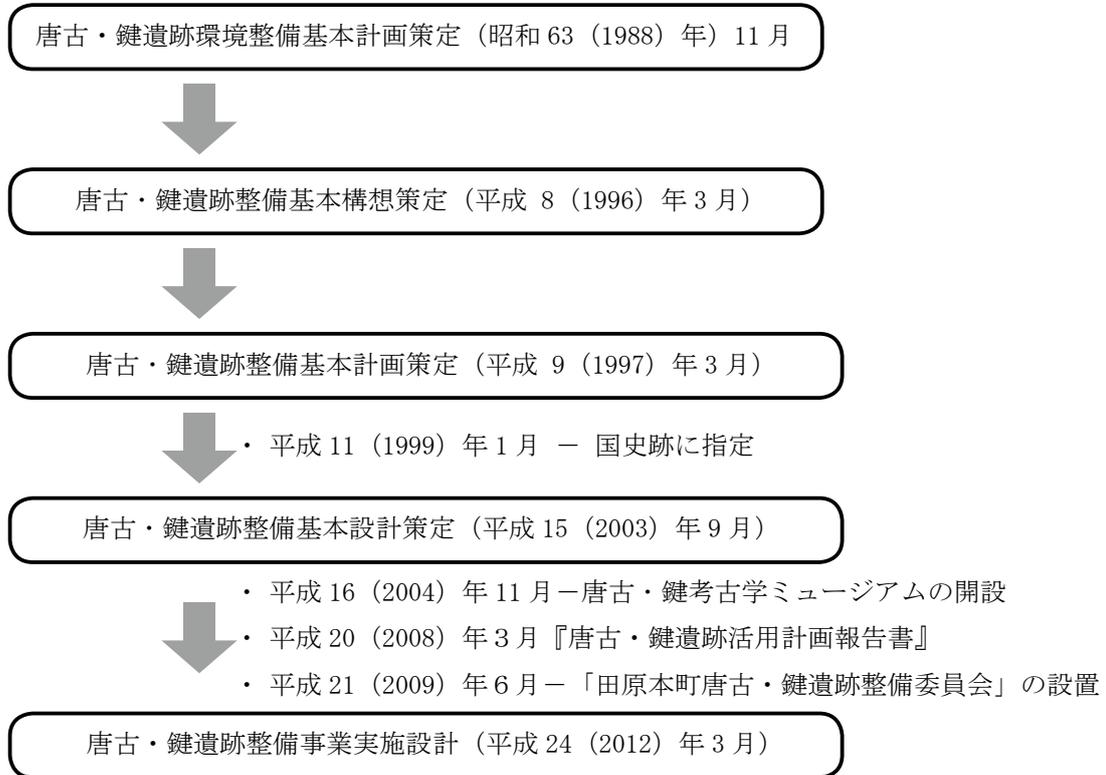


第3-4図 指定地の公有化状況図

6. 史跡地の公園整備計画

(1) 整備計画の経緯

田原本町では、昭和52（1977）年の第3次調査以降、史跡指定に向けて範囲確認調査を実施するとともに最終的な公園整備の構想にも取り組んできた。以下にその経緯を示す。



(2) 公園整備事業の進捗

公園整備事業は、「田原本町唐古・鍵遺跡整備委員会」を設置した平成21（2009）年から平成26（2014）年にかけて、唐古池を除く公有地について第1次造成をおこなった。平成26（2014）年から平成30（2018）年にわたって、植栽・環濠復元・遺構展示施設建築等をおこない、完成を目指している。



第4章 関連法令と諸計画

1. 各種法的規制

唐古・鍵遺跡及び周辺地域には、『文化財保護法』をはじめとする以下の法令等による手続きや制限事項等があり、これに即した保存管理の方針を定める必要がある。

第4-1表 関連法令一覧

関連法令	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法 ・奈良県文化財保護条例 ・田原本町文化財保護条例 	埋蔵文化財の存在が知られている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）で工事等をおこなう場合の届出、史跡地内の現状変更など 史跡地内の現状変更など 史跡地内の現状変更など
<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法 ・田原本町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 	都市計画区域、市街化区域など
<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律 ・農地法 ・土地改良法 	農業振興地域、農用地区域 農地転用の届出 農用地の改良又は保全（客土、暗きょ排水、床締）など
<ul style="list-style-type: none"> ・景観法 ・奈良県景観条例 	良好な景観の形成についての基本理念
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物法 ・奈良県屋外広告物条例 	広告塔設置の際の確認申請など
<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県ため池の保全に関する条例 	ため池の禁止行為など
<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県住みよい福祉のまちづくり条例 	公共的施設の整備基準、誘導基準 特定施設を設置（新築、改築、増築又は用途変更）する場合の届出

2. 関連する諸計画

(1) 上位計画

田原本町における上位計画である『第3次総合計画 後期基本計画』では、まちの将来像として「自然と歴史・文化が育む新しい生活拠点 たわらもと」が掲げられている。

そのなかで歴史的文化に関する施策である文化財の保存と活用における施策方針として、様々な文化財の情報を内外に発信し、文化財の保存と活用を図ることが示されている。

また快適な生活環境に関する施策である公園・緑地の整備では、唐古・鍵遺跡は史跡公園として弥生時代の風景を復元するとともに、その時代の生活を体感できる施設を目指している。

(2) 唐古・鍵遺跡周辺の諸計画

唐古・鍵遺跡周辺の諸計画について以下に整理する。

歴史の道一下ツ道

- ・ 唐古・鍵遺跡の西側には古代の「下ツ道」が位置している。古代の「下ツ道」と近世の「中街道」に由来する南北の通りは、地域の暮らしの中で熟成した趣のある通りと位置付けられている。中心市街地から唐古・鍵遺跡前までは、ウォーキングトレイル事業により快適な道として整備されている。今後は沿道住民の協力を得て地域の風情を感じさせる景観形成を図っていく。

しきのみちはせがわ展望公園とウォーキングトレイル事業

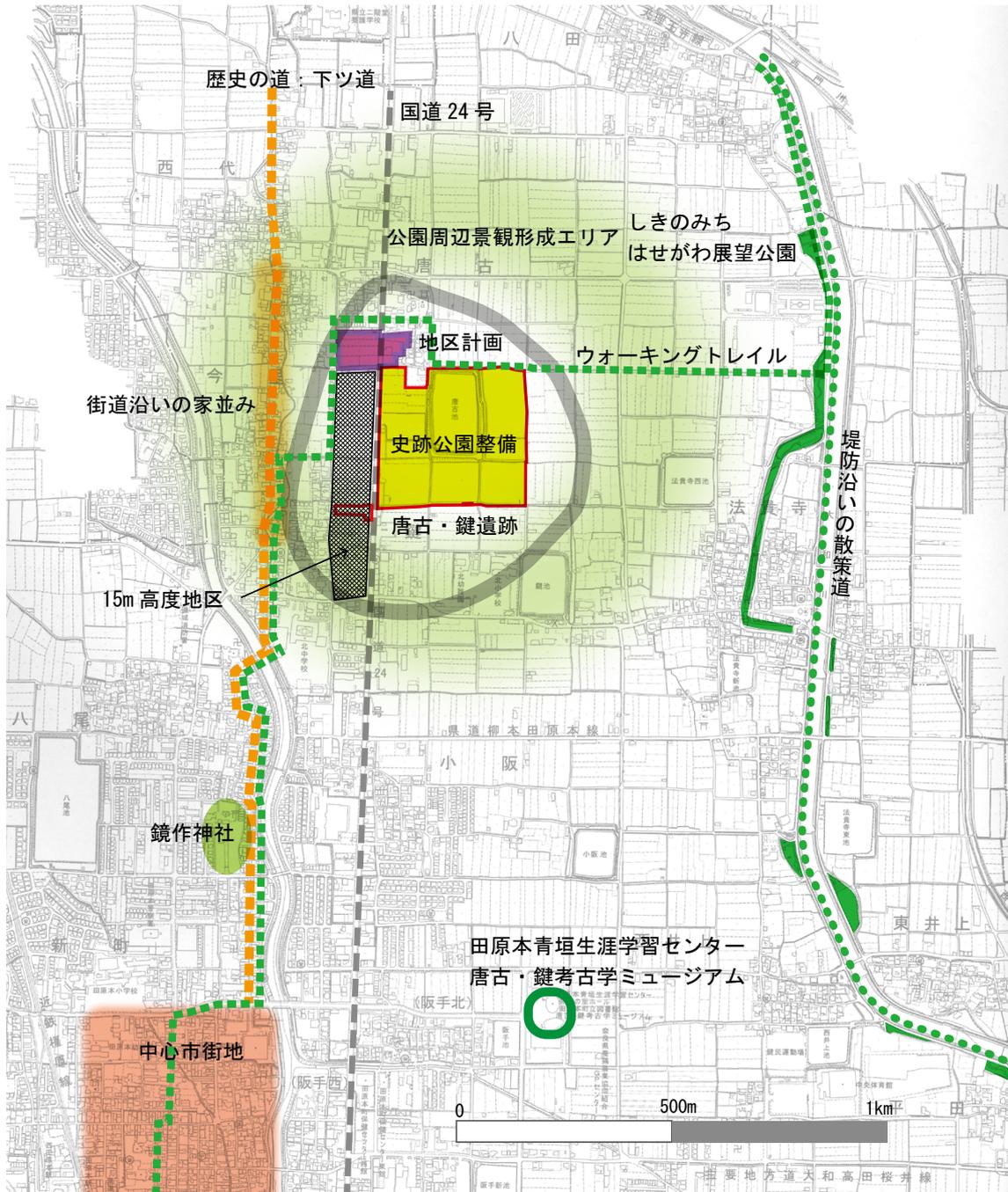
- ・ 「しきのみちはせがわ展望公園」は、第2次総合計画による広域レクリエーションネットワーク「しきのみち」構想のシンボルの事業として、平成9（1997）年度から平成13（2001）年度まで整備された河川ルート上の公園である。この公園は、初瀬川の旧河川敷を活用し川の上流である桜井市へと続くウォーキングルートの一部になっている。
- ・ また、町中心市街地にある近鉄田原本駅から、古代の「下ツ道」と近世の「中街道」に由来する南北の通りを経て、史跡地の北辺を通過し初瀬川方面まで、ウォーキングトレイル事業により快適な道が整備されている。この事業は、「大和・山の辺探訪物語」として、案内標識や休憩施設、自然と調和した素材・舗装方法による整備もされた。
- ・ 「しきのみち」は大和くんなかを代表する歴史・文化資源や景観ポイント、交流拠点等を緑と水の“みち”で結び、自然、歴史文化を活かした回遊ルートを形成することで、文化の香り高いまちづくりに生かしていくことを目的としている。

史跡公園に隣接した地区計画

- ・ 唐古・鍵遺跡に隣接している区域に、史跡公園の来訪者に対して公園と一体となって利用できる施設を地区計画により整備する。
- ・ 具体的には、体験活動の拠点となる体験学習施設や、交流・情報発信の拠点、観光サービス、駐車場といった史跡地内で設置が制限されている施設、公園利用の補完を目的とした施設が考えられる。

公園周辺の景観形成

- ・ 本町全域については、奈良県景観計画において一般区域内に位置しており、一定規模を超える建築物の建築等の行為について、景観法に基づく届出が必要となっている。
- ・ また、国道24号西側の史跡公園周辺市街化区域は、景観保全のため都市計画高度地区（勾配屋根強化型15m高度地区）に指定されている。今後も市街化調整区域を含めた広い範囲で、公園周辺の景観保全に取り組んでいくことが求められる。



第4-1図 唐古・鍵遺跡周辺のまちづくり

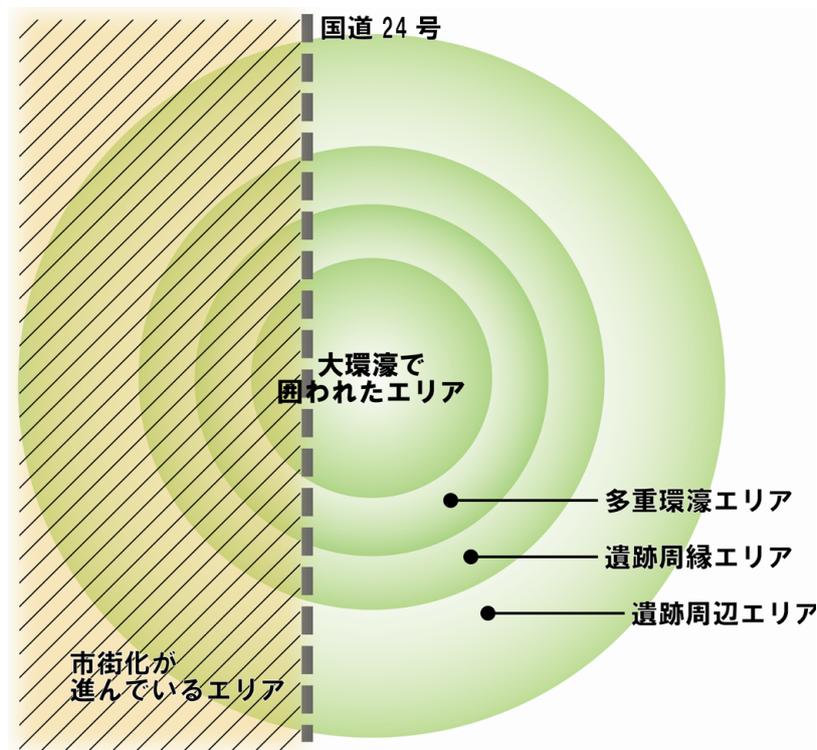
第5章 遺跡の保存と管理

1. 保存・管理の基本方針

(1) 保存・管理の基本方針

遺構の密度と現状を考慮した保存管理

- ・ 唐古・鍵遺跡は、集落の中心部を取り囲む大環濠と、その周囲の多重環濠から構成されている。これらを含む遺跡エリアとその周縁部、さらにはその周囲に広がるエリアと、中心部から周辺部に従って遺構の密度が変化する。遺跡エリアでは、すでに史跡指定がなされているエリアから市街化が進んでいるエリアまで、現在さまざまな状況にある。
- ・ このため、遺構の密度による重要度に配慮しつつ、それぞれのエリアの状況に応じて、実現性のある保存管理計画を策定する。
- ・ 唐古・鍵遺跡の全体像を把握するには、公園の整備区域だけでは十分でなく、遺跡の領域を示す環濠を可視化していくことが最も効果的である。また、史跡指定地周辺の追加指定による保存策についても検討する。
- ・ 唐古・鍵遺跡にとって東方の山並みへの景観は重要であり、弥生の風景の再現を志向した公園整備にとっても同様である。このため、特に東側に広がる田園景観の保全対策を講じていくことが重要となる。
- ・ このほか西側の市街化区域についても、遺跡にふさわしい景観としての方策を検討する。



第5-1図 保存管理のエリア区分概念図

(2) 史跡指定地内の保存管理

a. 基本的な考え方

唐古・鍵遺跡は基本的には弥生時代から近世までの複合遺跡であり、時代ごとに重層的に構成されている。このことから、各時代の遺跡（遺構）内容を考慮して取扱方針を決めていく必要がある。

第5-1表 史跡の構成要素と保存方法

史跡の構成要素			保存方法
時代	内容	状態	
弥生時代～古墳時代前期	集落	埋没	盛土により保存 ただし、弥生集落の内容確認調査による場合は、中世～古墳時代に至る遺構の一部は、内容により削平を受ける場合がある
古墳時代	古墳群		
古代～中世	居館 耕作地（素掘り小溝群）		
近世	溜池	露出	現状のまま保存 ただし、池の堤防の外側斜面は盛土により保存
近代	戦争遺構（高射砲台座跡）		

b. 公園整備される区域の保存管理

整備される構造物（建築、公園施設）や電気設備、給排水設備等の地下埋設管については、基礎構造を保護盛土内にとどめ、地下遺構に影響を与えないものとする。

高木植栽については、保護盛土により樹木の根による遺構の破壊を防ぐものとする。

(3) 史跡指定地周辺の保存管理

史跡周辺は、農業振興地域、市街化調整区域、市街化区域の3つの区域に分けられる。

農業振興地域

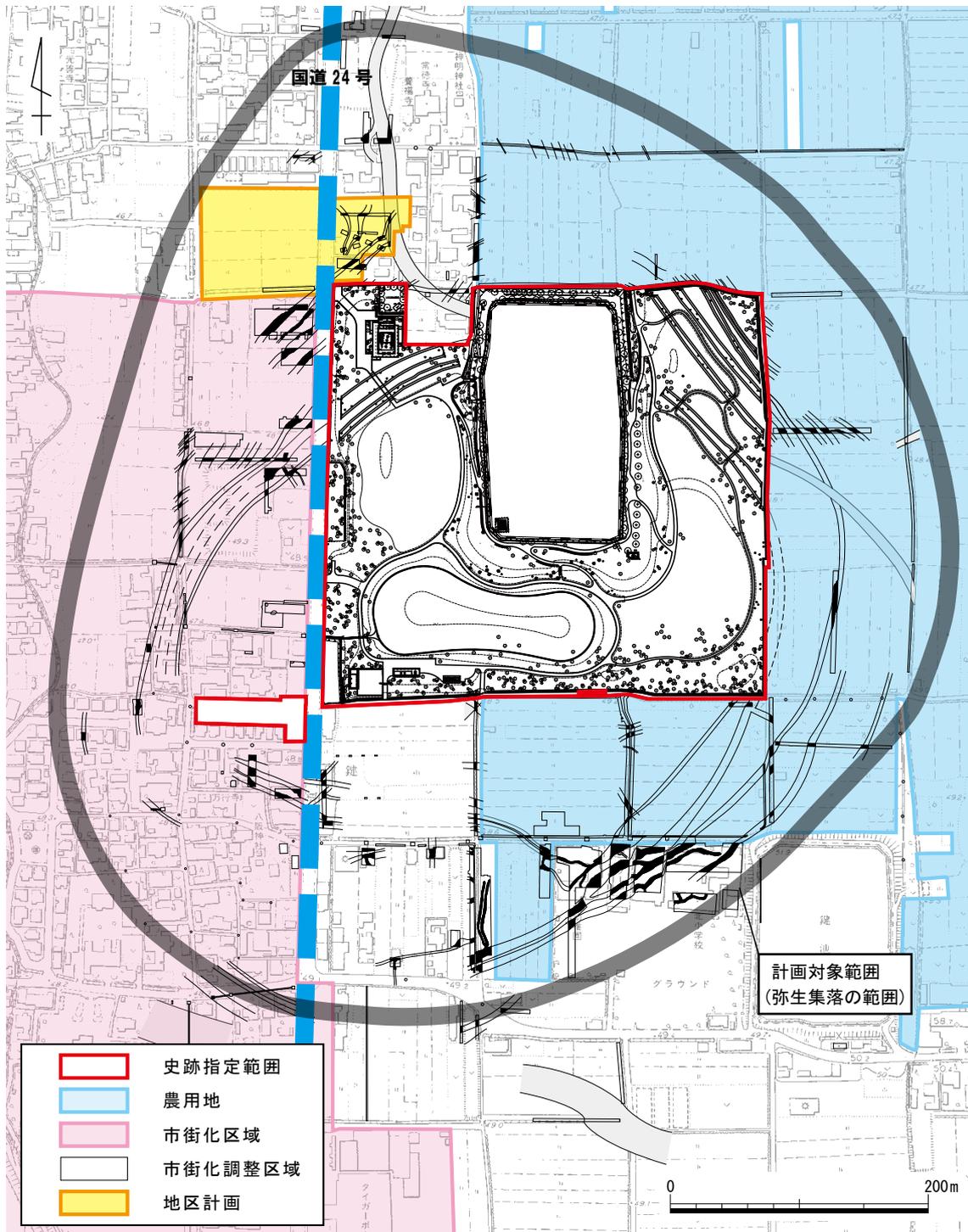
- ・ 農業振興地域については、長期にわたり土地の利用形態が変わることはない。
- ・ 整備される公園から東の山並みを望む景観は、唐古・鍵遺跡にとって重要なものであり、前面の農地も遺跡の価値を構成する要素のひとつとして、その景観を適切に保全していく。

市街化調整区域

- ・ 開発行為が制限されている区域であり、基本的に地下遺構は保護されている状態にある。今後何らかの開発行為がなされる場合は、遺構の保護はもちろん、史跡周辺にふさわしい景観とするべく適切な誘導が必要となる。

市街化区域

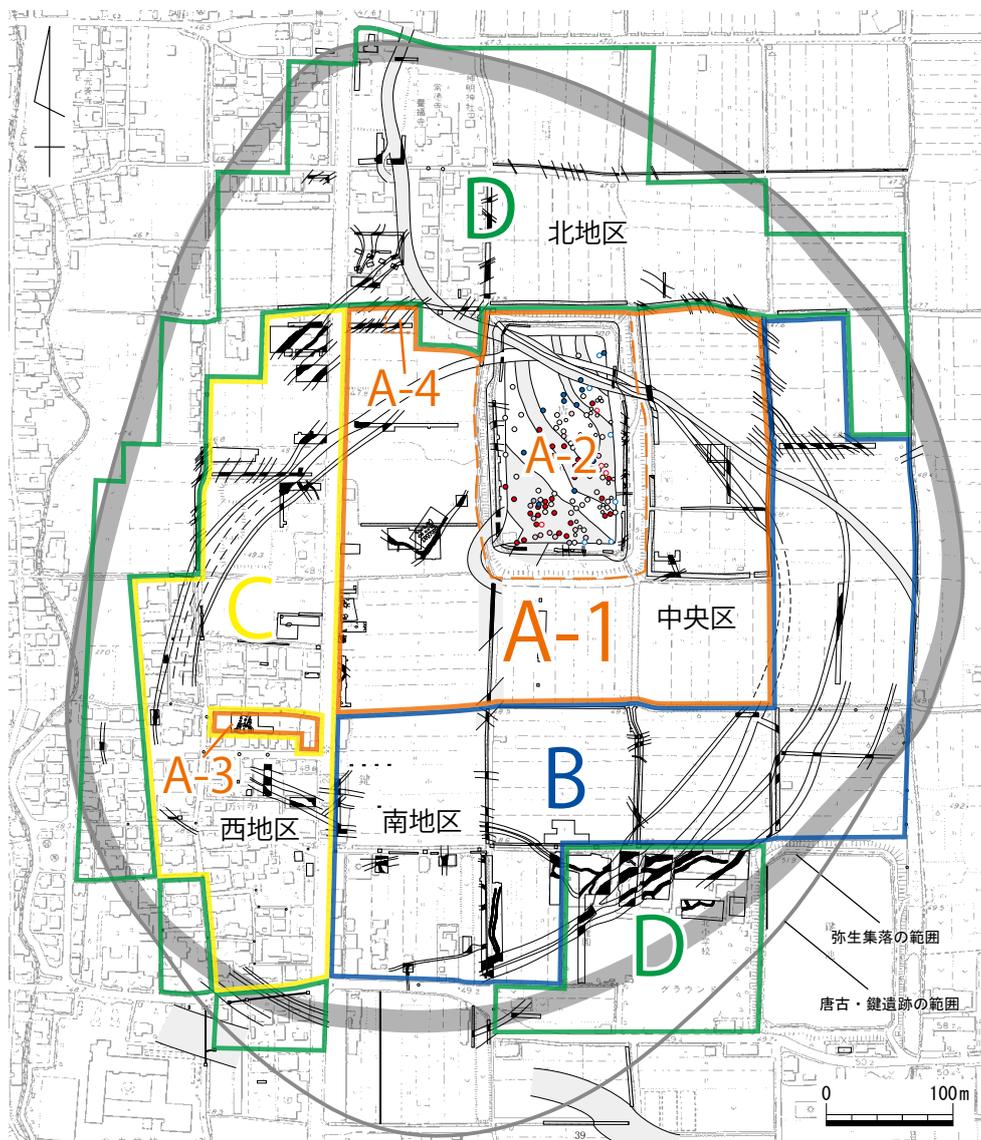
- ・ 開発行為が生じた場合は、文化財保護法および奈良県の基準により届け出が義務付けられており、適切に対応していくことが必要となる。
- ・ 国道24号沿いの景観については、史跡周辺の景観として適切な保全に取り組んでいく。



第5-2図 史跡指定地および指定地周辺のエリアを示す図

(4) 地区の設定と基本方針

保存管理を検討するにあたって、遺構の密度と取扱基準等を考慮した地区の設定を示す。



第5-3図 史跡地区・遺跡内(A~D地区)

a. 史跡地

- ・ A地区：史跡指定地を中心とした地区。現状変更等の取扱基準による。A地区については、土地所有者や地区を考慮し、A-1~A-4地区に細分する。

b. 遺跡内

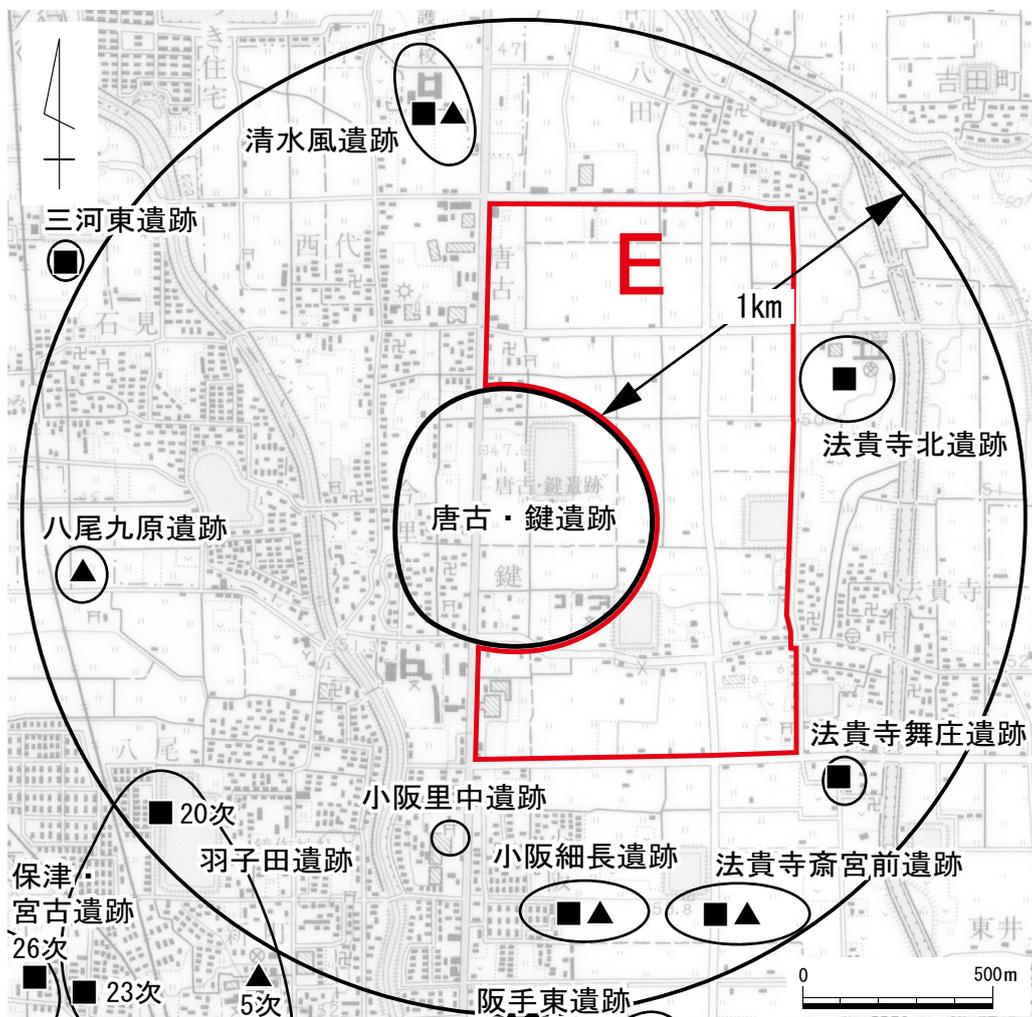
- ・ B地区：大環濠より内部を中心とした地区で、遺跡整備において復元された環濠の延長部分にあたる環濠遺構を含む地区。遺跡整備地と一体的に保存すべき地区で、将来的に追加指定が望まれる。
- ・ C地区：大環濠より内部であるが、市街化が進行している国道の西側にあたり、開発時には開発者との調整が必要な地区。発掘調査で重要遺構が検出された場合は、保存協議が必要となる。

- ・ D地区：集落の外郭部分にあたり、遺構密度が希薄な地区。遺跡保存、景観を考慮しながら開発もあり得る。

ただし、C、D地区については、開発に際して地下遺構に影響を与えないよう協力を求める。

c. 遺跡外

- ・ E地区：遺跡外であるので、文化財保護上の措置は必要がない地区。本管理計画では集落部分にあたる地域を対象にしているため、集落の生産域や墓域については触れれないが、将来、唐古・鍵遺跡の構成要素を考える上で発掘調査等が今後、学術的に必要となる地区。現在、唐古・鍵遺跡の衛星集落あるいは墓域と推定される遺跡は、清水風遺跡や法貴寺北遺跡などがあり、唐古・鍵遺跡からは半径1kmのエリアで展開している。このため、これら遺跡までの範囲で、今後、研究展開ができる地区とする。



第5-4図 遺跡外（E地区）

(5) 史跡の追加指定の方針

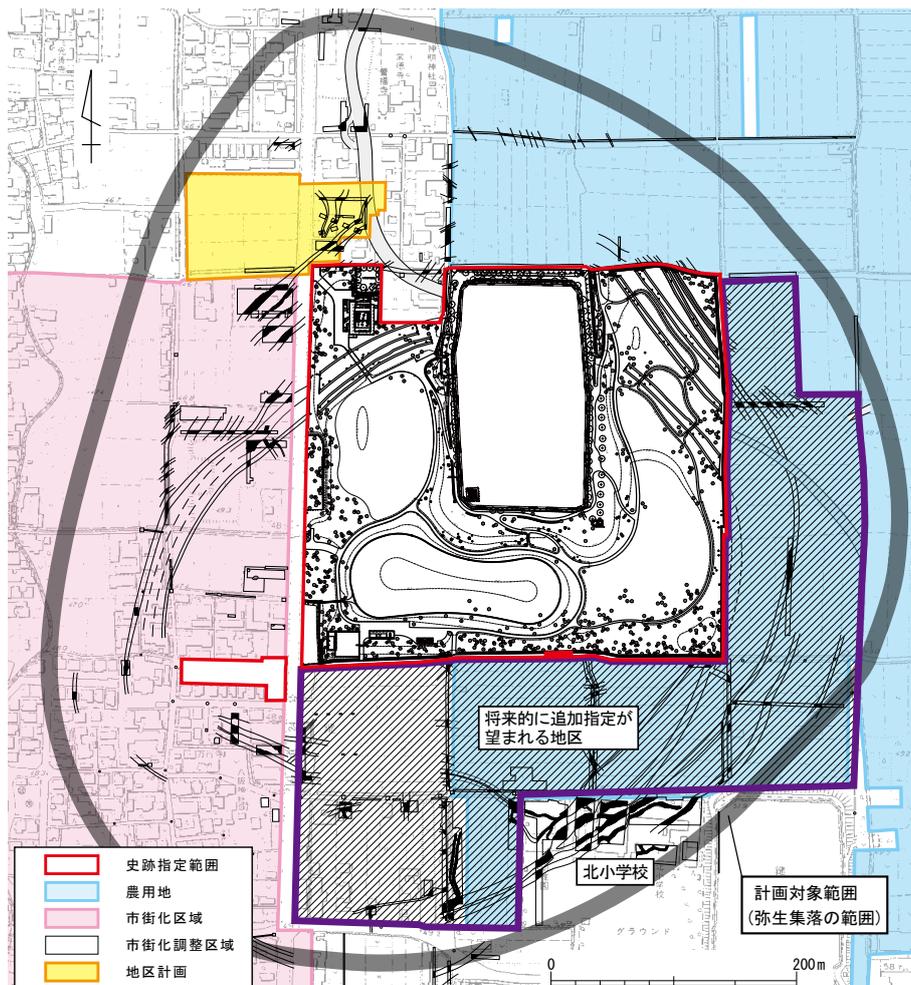
現在の史跡指定地は遺跡全体の一部であり、史跡指定地外地区については地権者等関係者の理解と協力のもと、史跡の追加指定を推進していく。また地権者との協議と同意の上で公有化を図り、史跡指定地で整備される公園での利用や活動状況に応じて整備の充実を図る。

a. 遺跡の全体像に関わる追加指定（B地区）

- ・ 唐古・鍵遺跡の特徴である環濠遺構が埋蔵されている区域は、唐古・鍵遺跡の広がりを感じていく上で重要な区域である。特に公園で復元整備される環濠部と連続する区域は、優先的に史跡指定をおこない一体的に保護していくことが望ましい。また最終的には公有化を図り、環濠を復元整備し遺跡の広がりが視覚的に認識できるようになることを目指していく。その面積は、約 93,300 m²（里道・水路除く）182 筆である。

b. 市街化区域における追加指定（C地区）

- ・ 遺跡は、国道 24 号によって東側が史跡公園、西側が市街化区域として分断され、遺跡としての一体感は薄い。第 74 次調査地が史跡地となっており、周辺の発掘調査により重要遺構が検出された場合は、遺跡保護の点から随時追加指定していく。



第 5-5 図 追加指定が望まれる地区図

2. 史跡地の現状変更等の取扱方針・基準とその周辺の取扱方針

(1) 史跡地（A地区）の現状変更等の取扱方針・基準

史跡指定地においては、文化財保護法第125条の規定により、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官あてに田原本町教育委員会を通じて現状変更等許可申請書を提出して許可を得なければならない。

史跡指定地の大部分を占める公園部分は、「田原本町唐古・鍵遺跡整備委員会」に諮りながらその都度、現状変更等許可申請をおこない、平成30（2018）年3月完成に向けて整備工事が進められている。整備が完了するまでの期間と整備完了後の現状変更等の内容は大きく異なるので、分けて示す。

a. 公園部分の史跡地（整備完了までの間）

主な構造物としては、農業関係の水路や溜池施設、遺跡見学用の駐車場関係施設がある。これらのうち、農業関係施設は、既に公園整備に伴い移設・再整備されたものが多い。駐車場関係施設は全面撤去されることになる。唐古池及び北西側堤防付近は、公園整備後も使用できるものは現状を維持することとする。また、絵画土器をもとに復元した楼閣については、本来、公園整備では除くべきものであるが、既に遺跡のシンボルとして浸透しているためその効果は大きく、復元整備ゾーン的一端に位置することから、現状のまま活用するものとする。今後、発掘調査で楼閣状遺構が確認された場合は、検討を加えながらその位置に移設するものとする。史跡地内の電柱については、地下埋設を図る。

b. 公園部分の史跡地（整備後）

公園整備後では、公園管理及び運営上、建築物・公園施設の設置や改修、撤去等、給排水管等の設備、農業関係水路等の改修、樹木の伐採（伐根）等が予想される行為としてあげられ、現状変更等の許可申請が必要となる。

c. 公園以外の史跡地

公園以外の史跡地としては、公園北西部に隣接する私設公園（316㎡）と国道24号の西側の大型建物跡地（第74次調査を含む8筆と里道・1,897.81㎡）の2ヶ所がある。私設公園は私有地であるが、ほぼ現状のままの使用が予想される。

国道西側の指定地は、元は水田等であったが、周囲が住宅地となりほぼ同レベルまで盛土（約1.2m）されている。また、一部フェンスで囲まれている部分や道路界部分で擁壁が立ち上がっている部分もある。大半は公有化されており、第6章で後述するように公園整備の方向で検討しその中での現状変更等が想定される。

(2) 史跡地周辺（B～D地区）の取扱方針

史跡地以外の取扱方針は、第5-3表 追加指定対象地の取扱方針、第5-4表 史跡指定地周辺の埋蔵文化財包蔵地の取扱方針 による。

第5-2表 史跡指定地の取扱方針・基準（公園整備後）

発掘調査		取扱方針			
発掘調査等学術調査のための必要な行為		史跡地でなされる必然性がある行為であり、かつ史跡を構成する地下遺構等本質的価値の保存を前提として、必要最小限の規模に留めるものとする。			
地区	構成要素	取扱方針	発掘調査	土地所有	
A 1 1	公園整備施設：	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存、活用を目的とする公園整備にあたっては、事前協議により現状変更等の内容を確認し、可否を判断する。 整備後の各施設の現状変更等の取扱いについては下記に示す。 	未調査地については、遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。現状変更等は、確認、立会、調査等を実施する。	町	
	造成地形	<ul style="list-style-type: none"> 地形の変更は認めないが、雨水管理上問題があれば排水機能を満たすための変更は認める。 			
	工作物	園路、木道、案内サイン、擁壁、手摺、車止め			<ul style="list-style-type: none"> 維持管理上必要な補修等軽微な行為以外は現状変更等を認めない。 補修による色彩の変更は史跡としてふさわしいかどうかにより判断する。
	建築物	遺構展示施設、四阿、便所、倉庫			<ul style="list-style-type: none"> 維持管理上必要な改修以外の新築、増築は認めない。 補修による色彩の変更は史跡としてふさわしいかどうかにより判断する。
	埋設設備	雨水排水、電気、給水、污水			<ul style="list-style-type: none"> 維持管理上必要な補修等軽微な行為以外は現状変更等を認めない。 地下埋設管等埋設物の改修にあたっては、遺構に影響を与えないものとする。
	植栽	高木、中低木、地被			<ul style="list-style-type: none"> 樹木の伐採、補植は、史跡の価値を保全するために必要なもの以外は認めない。
	農業施設：用水路				<ul style="list-style-type: none"> 維持管理上必要な補修等軽微な行為以外は現状変更等を認めない。 地下構造物の改修にあたっては、遺構に影響を与えないものとする。
	町道・里道：舗装				
その他		<ul style="list-style-type: none"> 現在、指定地西端沿いに南北に走る国道24号については、今後の交差点等の改修にともない道路構造令上、史跡地内への道路幅員や歩道設置が必要となる場合もある。そのため地下遺構等に影響を及ぼさないことや、史跡境界を明示すること等を条件に、当分の間の措置として設置を許容するものとする。将来、国道や史跡隣接地の状況が変化し、指定地外への移設の条件が整い次第、原状に復するものとする。 道路横断施設である横断歩道橋、地下道はこれを認めない。 占有物である電柱を所有者の協力により地下埋設する場合は、地下遺構に影響を与えない構造とする。 災害時の緊急避難的な対応として、救援物資の中継所や緊急避難の仮設的な場所として一時的に対処することを許容するものとする。将来、復旧した場合は速やかに撤去するものとする。 			

地区	構成要素	取扱方針	発掘調査	土地所有
A 1 2	唐古池 (農業用ため池)	<ul style="list-style-type: none"> 池底の浚渫、既存施設（擁壁ブロック等）の改修など維持管理上必要な行為等については、内容により可否を判断する。 公園整備に伴う現状変更等に関しては、その内容により可否を判断する。 護岸の改修にあたっては、遺構に影響を与えないものとし、同時に史跡の景観にも配慮したものとなるよう所有者の協力を得る。 	—	民有地
A 1 3	宅地等 (大型建物跡)	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構を保存する。 保存整備、活用を目的とする現状変更等以外は認めない。 	—	町・民有地
A 1 4	私設庭園：記念碑 植栽 擁壁	<ul style="list-style-type: none"> 現状維持を原則とする。 公園整備に隣接する区域であり、公園整備と一体となって史跡の保存、活用を目的とする以外の現状変更等は認めない。 	—	民有地

第5-3表 追加指定対象地の取扱方針

地区	構成要素	取扱方針	発掘調査	土地所有
B		<ul style="list-style-type: none"> 居住遺構、青銅器工房跡、環濠遺構が確認されており、史跡の全体像を把握するには重要な区域であり、追加指定への協力を求める。 	必要に応じて遺構確認のための発掘調査を実施する。	民有地
	農用地： 田畑、農道、 用水路	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域であり、基本的に開発行為が抑制されている区域である。 農業施設の維持管理などのための改修がされる場合は、遺構に影響を与えることのないように所有者の協力を求める。 		
	市街化調整区域： 宅地、店舗、 農業用倉庫、 田畑等	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域であり、宅地、店舗、倉庫、資材置き場、田畑等となっている。 開発行為や維持管理などのための計画が立案された場合は、遺構に影響を与えることのないように所有者の協力を求める。 開発行為等により土木工事が発生する場合は、「文化財保護法」93条、94条による届出により遺構に対する影響について協議し、「奈良県の埋蔵文化財取扱基準」などにより発掘調査、工事立会・慎重工事の指示をおこなう。 		

第5-4表 史跡指定地周辺の埋蔵文化財包蔵地の取扱方針

地区	構成要素	取扱方針	発掘調査	土地所有
C	<ul style="list-style-type: none"> 大環濠の内側の遺跡区域であり、重要な遺構や遺物が包蔵されている可能性が高い区域である。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域であり宅地が多くを占め、国道24号沿いに店舗が展開している。 開発行為等により土木工事が発生する場合は、「文化財保護法」93条、94条による届出により遺構に対する影響について協議し、「奈良県の埋蔵文化財取扱基準」などにより発掘調査、工事立会・慎重工事の指示をおこなう。 重要な遺構が検出された場合は、現状保存を視野に入れて協議をおこなう。 史跡指定地に隣接しているため、建築物、工作物の形態、色彩のほか国道24号沿いの店舗等による広告、看板類については史跡の景観に配慮したものとなるよう、協力を求める。 	必要に応じて遺構確認のための発掘調査を実施する。	私有地
	市街化区域： 国道、町道他、宅地、店舗、寺社等			
地区	構成要素	取扱方針	発掘調査	土地所有
D	<ul style="list-style-type: none"> 環濠の外部周縁にあたる遺跡区域であり、重要な遺構や遺物が包蔵されている可能性が低い区域である。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域であり、基本的に開発行為が抑制されている区域である。 農業施設の維持管理などのための改修等がされる場合は、遺構に影響を与えることのないように所有者の協力を求める。 開発行為等により土木工事が発生する場合は、「文化財保護法」93条、94条による届出により遺構に対する影響について協議し、「奈良県の埋蔵文化財取扱基準」などにより発掘調査、工事立会・慎重工事の指示をおこなう。 重要な遺構が検出された場合は、現状保存を視野に入れて協議をおこなう。 史跡指定地に隣接しているため、建築物、工作物の形態、色彩のほか国道24号沿いの店舗等による広告、看板類については史跡の景観に配慮したものとなるよう、協力を求める。 	必要に応じて遺構確認のための発掘調査を実施する。	私有地
	農用地： 田畑、農道、用水路			
	市街化調整区域： 国道、町道他、宅地、店舗、寺社、小学校、幼稚園等			
	市街化区域： 宅地等			
	地区計画地			

第6章 史跡地の活用と維持管理

1. 活用の方針

(1) 活用の方向性と方針

史跡指定地は国道24号を挟んで2ヶ所あり、東側は106,500㎡、西側は1,900㎡である。

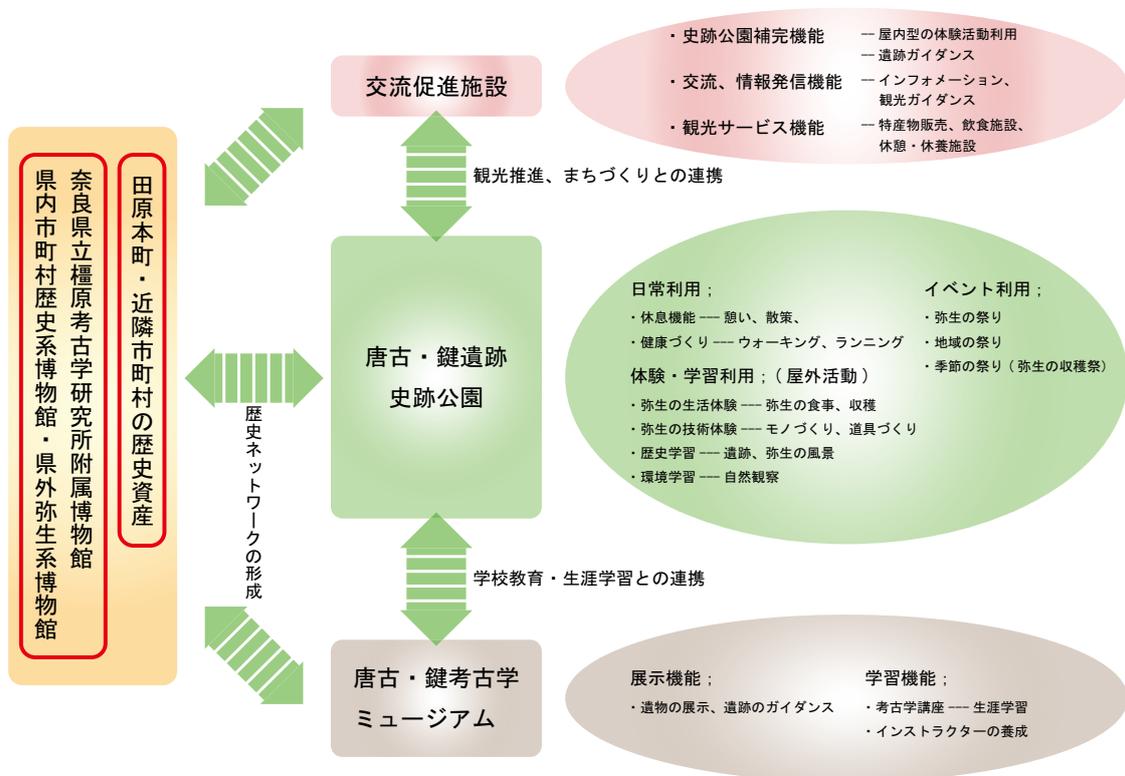
東側地区は、遺跡全体の約1/4を占め、多重環濠を含めた居住区にあたる部分である。この地区は史跡公園として、これまでの発掘調査の成果を整備に活かす方向で検討し、この遺跡の特性を活かした歴史・自然学習の場を提供し、地域に愛され、憩いの場となる公園とする。また、観光の拠点となることで地域づくり・まちづくりに寄与するような公園とする。

西側の地区は東側地区の補完的な機能をもたせることにより、東・西地区の役割分担を明確にし、活用を図る。さまざまな活用の方策を示すには面積的にも困難であり、発掘調査情報を示しながら、鍵地区の公園として利用する方向性を示す。

また開園後においても史跡公園内で適時発掘調査をおこなうようにし、新たな成果が得られた場合は、整備手法の変更や追加をおこなうこととする。

(2) 活用における役割分担

史跡公園北西に建設予定の交流促進施設、唐古・鍵考古学ミュージアムと併せて、それぞれの施設の活用内容を明確にする。



第6-1図 史跡公園を中心とした利用活動のイメージ

2. 史跡公園としての整備

(1) 整備の基本的な考え方と方向性

唐古・鍵遺跡では、基本的に遺構が地下に埋没・保存されていることから、来訪者にその価値がわかりにくいものとなっている。そのため整備にあたっては、遺構保存のもと遺跡の価値を顕在化させるための手法をとる。

国道東側の地区での整備にあたっては、「弥生の風景の再現」を目指す方向性の整備とする。国道西側の地区は、鍵地区における「ポケットパーク」的な存在として、地域に根ざした公園を目指す。また、公園整備地外においても、遺跡の範囲が把握できるような手法を検討し、将来、史跡の追加指定・公有化が進められた場合は、現在進行中の公園と一体的になるようにする。



第 6-2 図 公園整備とゾーニング



第 6-3 図 公園完成予想図

(2) 整備の内容

a. 国道東側の公園の整備

国道東側の公園整備については、以下の表の通りとする。

第 6-1 表 公園整備における整備内容

ゾーン名	方向性
入口・インフォメーションゾーン	公園の玄関として来訪者を受け入れる場
復元整備ゾーン	弥生集落を表現する場
体験・学習ゾーン	屋外体験学習の場
弥生の林・草地ゾーン	花粉分析結果に基づいた植栽により弥生の風景を再現する場
多重環濠ゾーン	多重環濠の復元により、当時の景観を感じられる場

b. 国道西側の公園の整備

西側の公園では特に大型建物跡が検出されていることから、活用方法も視野に入れながら、東側と西側での大型建物跡を比較できるような整備が求められる。ただし、大型建物跡の全容が不明であることから暫定的な整備とし、平面表示の手法をとるのが望ましい。東側公園との視覚的な情報の共有化を図る整備手法や景観の配慮が必要になる。

3. 遺構の表現方法

遺跡における遺構の表現手法としては、遺構展示（遺構露出展示・遺構複製展示）、遺構表示（平面表示・立体表示）、復元展示の3通りの手法がみられる。唐古・鍵遺跡では、既に「田原本町唐古・鍵遺跡整備委員会」を立ち上げ、整備手法の検討が重ねられてきているところであり、詳細な部分については整備委員会での検討に委ねる。

4. 維持管理

(1) 史跡指定地の維持管理

公園については、基本的に田原本町が維持管理を行うものとするが、近年は地元住民やボランティアの管理・運営への参加の例も増えており、そのシステムづくりが必要となる。

第6-2表 公園整備後に予想される維持管理の内容

種別	管理対象物	管理内容
建 物	遺構展示施設・四阿・便所・倉庫	点検・清掃・修理等
設 備	電気・給排水設備	機器の点検・保守・保安・修理等
工作物	園路・木橋・サイン	点検・修理等
復元遺構	復元環濠・(復元建物)・遺構標示物等	水質の維持管理・点検・修理等
植 栽	樹木	剪定・施肥・病虫害防除・枯木処理
	芝生地	芝刈り・施肥・灌水
	草地	草刈り

(2) 植生管理

a. 景観形成の方針

“弥生の風景”を偲ばせる空間となることをテーマに、公園内の環濠遺構を復元し、唐古池堤防は周辺地形になじむよう緩やかな地形とすることで、おおらかな景観を創りだしていく。地形づくりとともに、花粉分析や出土木材の樹種同定の成果をもとに弥生の植生の再現に取り組んでいく。

史跡公園では、東方の山並みへの眺望景観に留意し東方への眺望を確保し、南側および西側の国道24号側については遺跡の存在を認知させる事を検討しつつ、ある程度遮蔽していく。唐古池堤防の既存木については、適宜保全、伐採を図り、見通しを良くする。

b. 植生管理方法

弥生の風景を想像させる公園の整備にとって、植栽は重要な要素であり、弥生の植生に基づいた樹木等の植生を維持していくことが課題となる。弥生の植生を維持していくため、樹木や草本類の経年変化を観察しつつ、景観や樹木関係の専門家のアドバイスを受け、状況に応じた

適切な維持管理をおこなっていく。

◎樹木

植栽された樹木の剪定は最小限にとどめる。また弥生の植生を維持するとともに、景観や管理上必要と判断される場合には適宜剪定、間伐をおこなう。

◎芝生地、草地、地被植栽

草本類の維持管理については、次のようにランクを定め、きめ細かい管理から粗放な管理まで様々な維持管理作業をおこなっていく。

- ・ 管理ランク 1：公園的な利用が主となるエリアで、草刈頻度が高い（4～5回／年）
対象：入口インフォメーションゾーン、復元整備ゾーン、体験・学習ゾーン
- ・ 管理ランク 2：きめ細かい管理が必要、地被植栽を維持しながらの管理が必要
対象：弥生の林・草地ゾーンの園路沿い等の地被植栽部分
- ・ 管理ランク 3：草刈頻度は中程度（2～3回／年）とし、外来種等が繁茂した場合は除去
対象：多重環濠ゾーン、弥生の林・草地ゾーン（園路沿いを除く）
- ・ 管理ランク 4：粗放管理を基本とし、草刈頻度が最も少ない（0～1回／年）
対象：公園外周の高木植栽部分

（3）夜間の管理

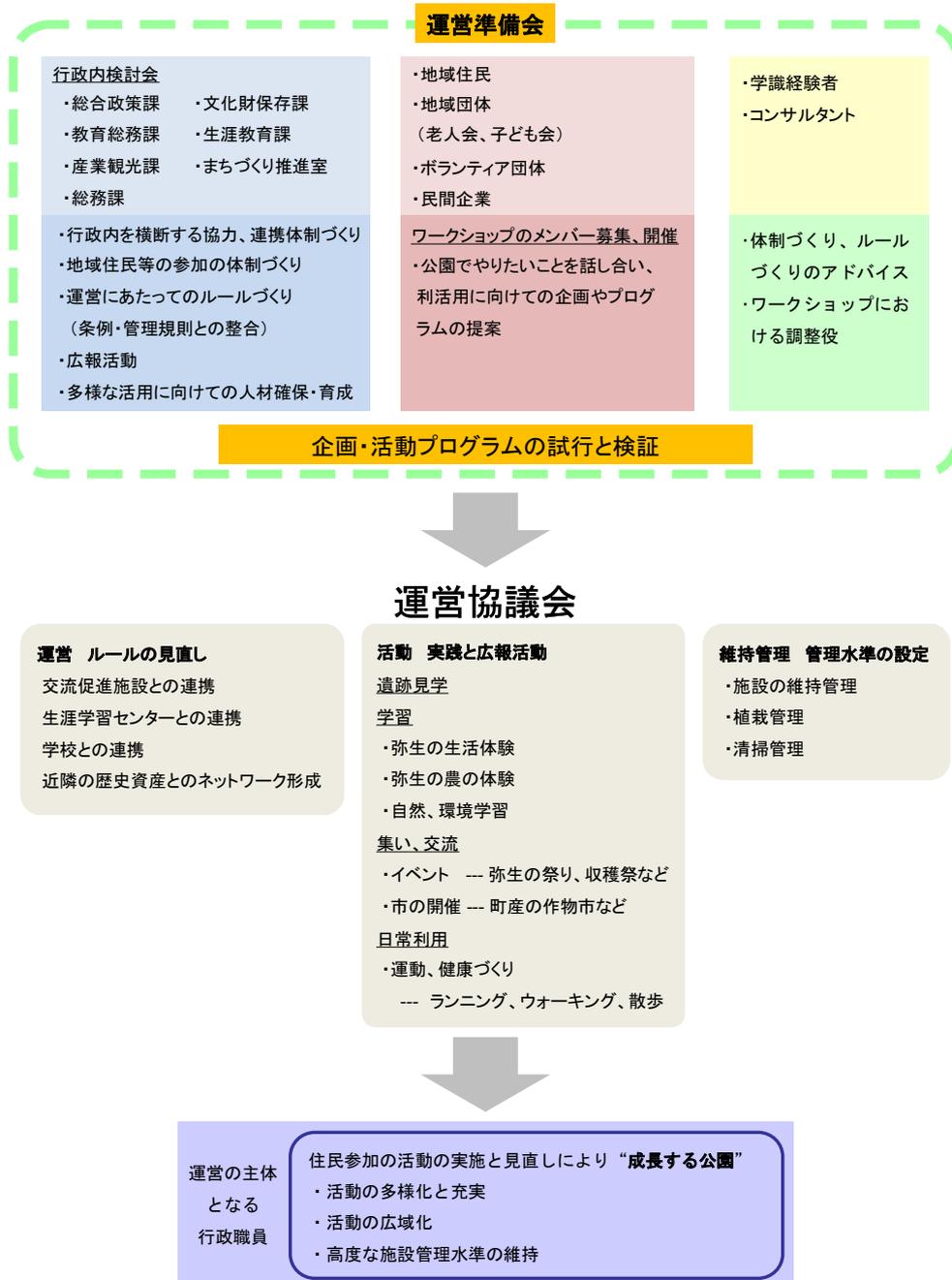
公園としては、原則 24 時間開放することが考えられるが、建築施設である展示施設については夜間閉鎖とする。また復元整備ゾーンは、その整備の在り様により、たとえば竪穴住居等の弥生の建物を整備した場合には、火災や破損等の管理、保安上の面から、部分的に閉鎖する必要が生じる。他のゾーンにおいても弥生の建物を整備した場合は、建物周辺への夜間の立入りを防止する必要がある。

第7章 管理体制と計画の推進

1. 管理運営の方針と体制

(1) 管理運営の方針

史跡公園の管理運営を円滑に進め、多くの人に利用されていくためには、史跡公園、交流促進施設及び唐古・鍵考古学ミュージアムの3者による管理運営面での連携が重要となる。また、地域住民やボランティア等が積極的に参加できる体制とそのためのルールを創り出していかなければならない。



第7-1図 管理運営体制

2. 今後の課題

(1) 景観形成

史跡公園の東側に広がる田園は農用地であり、開発がある程度抑制されているため、将来にわたって景観上の大きな変化は生じないと思われる。そのなかで地権者に対して、点景となる農用施設などに景観上の配慮を求めていく。

国道24号沿いでは、「奈良県景観条例」の基本理念に基づき屋外広告物などに関して史跡の景観にふさわしいものとなるべく、協力を求めていく。また、史跡地内の電柱は地下埋設を図る。

地区計画で計画されている施設については、公共建築として建物のデザイン、色調、サイン表示など史跡の環境にふさわしいものとしていく。

(2) 史跡公園へのアクセス

唐古・鍵遺跡は国道24号からのアプローチとなるが、国道24号周辺の広域交通を担う道路網としては、西名阪自動車道および京奈和自動車道がある。今後は、国道24号とこれらをつなぐ道路網と標識の整備が必要となってくる。

史跡公園の利用者は、交流促進施設の駐車場を利用することとなるが、今後新たに駐車場が必要になる場合や、イベント時に仮設対応の駐車場についても検討が必要である。

公共交通としては近畿日本鉄道橿原線の石見駅が最寄駅となる。また同田原本駅からは史跡公園まで約2.5kmのルートであり、徒歩で約30～40分程度かかることから、駅でのレンタサイクルの充実や、イベント時の送迎対応が望まれる。

(3) 唐古・鍵考古学ミュージアムとの連携

唐古・鍵考古学ミュージアムから史跡公園に至るルートについては、曲がり角での誘導案内や遺跡南側の入口での案内表示などのサイン設置や、歩道の整備が必要となる。

唐古・鍵考古学ミュージアムでは、遺跡出土品の展示と考古学講座などがおこなわれており、史跡公園でのイベント等の情報を共有化し発信できるようにする。また、インストラクターの養成や各種団体の遺跡での活動成果の展示、発表の場として活用されていくことが期待される。

(4) 歴史資産とのネットワーク

a. 近隣の歴史資産とのネットワーク

唐古・鍵遺跡は、纏向遺跡や大和・柳本古墳群とともに大和盆地東南部の原始歴史ゾーンを形成している。このエリアは奈良盆地における弥生時代から古墳時代に至る歴史時間軸部分であり、歴史を活かした奈良県の観光資源に新たな魅力を加えることとなる。

b. 田原本町内の歴史資産とのネットワーク

田原本町内には、唐古・鍵遺跡などの弥生遺跡から古墳などの古代、寺内町などの近世に至るまでの多くの歴史資産が残されている。「国中（くんなか）」の遺跡や古社寺をめぐるコースの設定も必要になっている。